

座間市教育委員会 7 月定例会会議録

1 開 会 日 令和 7 年 7 月 9 日（水）

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
教育長職務代理者 北村 美奈子 委員 有山 周一
委員 馬場 悠男 委員 升水 由希

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光弘
保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前 9 時 3 6 分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	2 5	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	2 6	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	2 7	令和 8 年度使用小・中学校教科用図書の採択方針について	教育指導課長	承認
4	2 8	令和 8 年度使用小・中学校教科用図書の採択について	教育指導課長	承認
5	2 9	令和 8 年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	教育指導課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	9	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前 1 0 時 6 分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 7 月 9 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 2 1 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に
升水委員と北村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

木島教育長 続きまして、前回会議録の承認に移ります。

座間市教育委員会 6 月定例会の会議録について、事前に配付のとおりですが、御質
問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、前回会議録は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、前回会議録は承認いたします。

なお、会議録の署名は、本定例会後に行うことといたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 6 月 1 1 日 (水) 教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場
委員、升水委員出席です。

6 月 1 6 日 (月) いさま会役員会、教育長出席です。

6 月 1 7 日 (火) 学校訪問 A (東原小学校)、教育長、教育長職務代理者、有山委員、
馬場委員出席です。

6 月 1 9 日 (木) 定例校長会議、教育長出席です。

同日、寄附金寄贈式、教育長出席です。7 年連続で株式会社ハウスメッシュからふ
るさとづくり基金として教育分野に御寄附をいただきました。

同日、民間プール水泳指導 (スポーツクラブ N A S 南林間)、教育長視察です。

6 月 2 3 日 (月) 県学校・警察連絡協議会前期県央方面会議、教育長出席です。

6 月 2 4 日 (火) 市演奏家連盟によるスクールコンサート (東原小学校)、教育長出
席です。本年度に初めて、このようなスクールコンサートを実施し、東原小学校以外

に相模野小学校と立野台小学校でも実施されました。

6月26日（木）市議会第2回定例会 閉会、教育長出席です。

同日、市町村教育委員会研究協議会、オンラインで行われました。有山委員出席です。

6月27日（金）校内教育支援センター（相武台東小学校・立野台小学校）、教育長視察です。これは本年度からスタートした居場所4か所のうち2か所を視察しました。

同日、校長研修会、教育長出席です。

6月28日（土）SC相模原「座間市ホームタウンデー」、教育長出席です。会場は相模原ギオンスタジアムでした。

6月30日（月）民間プール水泳指導（スポーツクラブルネサンス・海老名ビナガーデンズ24）、教育長視察です。

同日、教育事務点検評価委員会第2回会議、教育長出席です。

7月1日（火）学校訪問C（相模野小学校）、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

7月3日（木）市青少年問題協議会、教育長出席です。

同日、学校訪問B（栗原小学校）、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

7月5日（土）相模が丘七夕祭り開会式、教育長出席です。

7月6日（日）市消防団消防操法大会、教育長出席です。会場は座間小学校校庭でした。

7月7日（月）学校訪問C（座間中学校）、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

同日、第6回市部活動地域展開検討委員会、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第25号及び第26号並びに報告第9号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第25号及び第26号並びに報告第9号は非公開といたし

ます。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

それでは、議案第２７号「令和８年度使用小・中学校教科用図書の採択方針について」、説明をお願いいたします。

（下斗米課長 挙手）

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料８ページを御覧ください。議案第２７号について御説明します。

提案理由は、県の令和８年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針に基づく座間採択地区としての方針について提案するものです。

県の採択方針については、別添１のとおりです。

会議資料の９ページを御覧ください。こちらが、座間採択地区教科用図書採択方針です。採択方針について、補足で説明いたします。

（１）は、令和８年度使用小・中学校教科用図書の継続採択に関する方針について、
（２）は、小・中学校特別支援学級の教科用図書の採択に関する方針です。

議案第２７号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第２７号は承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等ないので、議案第２７号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第２８号「令和８年度使用小・中学校教科用図書の採択について」、説明をお願いいたします。

（下斗米課長 挙手）

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料１０ページを御覧ください。議案第２８号について御説明します。

提案理由は、令和８年度使用の教科用図書について採択いただきたく提案するものです。補足で説明いたします。

小・中学校の教科用図書は原則４年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択し、使用しております。小学校は採択期間が令和６年度から令和９年度まで、中学校は令和７年度から令和１０年度までが採択期間です。

したがって、令和８年度使用の小・中学校教科用図書は、小学校は１１，１２ページ、中学校は１３，１４ページに掲載している本年度と同一の教科用図書を採択いただきたく提案するものです。

議案第２８号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

馬場委員 次回の採択年度について、小学校は令和９年度に令和１０年度以降使用するものを、中学校は令和１０年度に令和１１年度以降使用するものを採択する予定でよろしいですか。

下斗米課長 現状では馬場委員のおっしゃるとおり、小学校は令和９年度、中学校は令和１０年度に採択年度を迎える予定ですが、その間に新学習指導要領が発行されると、採択年度が変更になる可能性があります。

木島教育長 小学校では新学習指導要領に基づく教科用図書を使用する時期が、令和１２年度頃になりそうと言われているので、下斗米課長が言われたように、採択年度が変更になると思っています。教科用図書の厚さも薄くなるのではないかなど、情報が随時出されていますので、関心を持っていただけたらと思います。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第２８号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第２８号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第２９号「令和８年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の

採択について」、説明をお願いいたします。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料15ページを御覧ください。議案第29号について御説明します。

提案理由は、令和8年度使用の文部科学省著作教科用図書及び一般図書について採択いただきたく提案するものです。補足で説明いたします。

特別支援学級では、先ほどの議案第28号で議決いただいた小・中学校使用の教科用図書のほか、別添4「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和8年度使用）」の文部科学省著作教科用図書と、別添5「令和8年度使用一般図書一覧」に掲載されている一般図書を使用することが認められています。

特別支援学級で小・中学校使用の教科用図書以外の図書を使う場合は、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性等を考慮し、これらの教科用図書や図書の中から選定しております。

そこで、令和8年度特別支援学級の教科用図書として、別添4及び別添5に掲載されている図書を一括して採択することを提案いたします。

議案第29号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 下斗米教育指導課長、特別支援学級において、指導書はあるのでしょうか。

下斗米課長 文部科学省著作教科用図書は指導書がありますが、一般図書の指導書はありません。本市では、今年度、文部科学省著作教科用図書を使用している学校はなく、一般図書は3校で使用しております。

木島教育長 分かりました。一般図書を使用している特別支援学級の教職員は指導書を使用せず、研究を重ねて指導をされているのですね。

下斗米課長 はい。

木島教育長 ありがとうございます。他に御質問等もないようですので、議案第29号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第29号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第25号「座間市教育委員会職員の人事について」及び議案第26号「座間市教育委員会職員の人事について」並びに報告第9号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(郡司課長 挙手)

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 それでは、「令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）」に関する変更契約について御説明いたします。

本件については、工事請負契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分を行い、同条第2項の規定により令和7年6月26日開催の令和7年座間市議会第2回定例会最終日において議会に報告したものです。

工事名は、先ほど申し上げましたとおりです。

工事請負人は、アイグステック株式会社関東支店です。

請負契約金額は、変更前は23億6,940万円でしたが、変更後は9,240万円の増額で24億6,180万円です。

履行期限は、変更前は令和8年2月19日までと予定しておりましたが、変更後は令和8年6月19日までの120日間の延伸です。

変更内容の概要は、市民文化会館の北面、西面、東面のドライエリア部、塔屋及び屋上ハト小屋の外壁タイル張替工事の増加による工事費用の増額及び作業期間の延伸です。

これらの内容に関しまして、令和7年6月9日に専決処分を行いました。

説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 市民文化会館を早く使用したいという市民の声も聞いていますので、昨今の記録的な暑さや労働条件、働き方改革等、工事が思うように進まないこともあるかと思いますが、再度延伸することがないよう、関係者と連絡調整をしていただければと思います。

木島教育長 他は、よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和7年8月20日（水）午後2時00分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会7月定例会を閉じさせていただきます。